



令和7年度 地域の絆をつなぐ支えあい活動応援助成 募集要領

助成の趣旨	現代社会においては、家族や地域とのつながりの希薄化、高齢化や単身世帯の増加などにより、誰もが孤独や孤立の不安を抱えやすい状況にあります。2023年には「孤独・孤立対策推進法」が成立するなど、社会全体で取り組むべき重要な課題と位置づけられています。 本助成事業は、地域の中で支えあいの輪を広げ、誰もが孤立することなく、つながりを感じられる地域社会の形成に寄与する活動を応援することを目的として実施します。皆さまの温かな取り組みによって、地域の絆が生まれ、誰もが「ひとりじゃない」と感じられる環境づくりにつながることを願っております。
助成対象団体	・ 地域福祉の推進を目的とする県内の福祉団体、ボランティア・市民活動団体 ・ 県民に対して助成された活動の内容や成果を積極的に発信・報告・説明ができる団体 ・ 応募時点で団体が設立されていて、助成対象活動の実施体制が整っている団体
助成対象活動	高齢者、子ども・若者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者などを対象とした孤独・孤立防止のために行う公的制度では対応できない以下の支援活動を対象とします。 (1) 地域住民の交流や見守りを促進する活動（ふれあいサロン、交流イベント等） (2) 子ども・若者等を対象とした居場所づくりや学習支援活動など (3) 障がい者の地域社会への参加を推進する活動（障がいに関する普及・啓発活動など） (4) その他助成事業の趣旨に沿った各種支援活動 ※【参考】助成対象として想定される事業のキーワード（活動支援、講座開催、情報発信等） 第三の居場所、DV・虐待、不登校・引きこもり、ジェンダー、ヤングケアラー、ダブルケア、ケアリーバー、支援者の支援、活動者・福祉人材不足解消 等
助成対象期間	令和7年度（令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)）
助成率・助成額	助成総額：500万円程度 助成率：助成対象事業に直接必要とする経費の10/10以内 助成上限：ア 市町村域内で実施する事業：1団体あたり8万円 イ 市町村域を超えて広域（※）で実施する事業：1団体あたり20万円 ※広域：市町村周辺～県内全域
助成対象経費	次頁をご参照ください。
申請期間	令和7年7月18日(金)～8月29日(金)【消印有効】
申請方法等	申請書及び申請書に記載されている添付書類を電子メール又は郵送により長野県共同募金会にご提出ください。申請書は、本会ホームページから取得できます。 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階 電話 026-234-6813 電子メール nkyobo@akaihane-nagano.or.jp ホームページ https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants 
助成決定等	① 助成決定 助成の可否について、審査会で審査・決定し、令和7年9月中旬に郵送によりお知らせします。 ② 助成金交付 助成金は精算払いになります。活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書等のコピーを提出していただき、本会で確認のうえ、団体名義の口座に送金します。活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。 ③ 情報発信・報告 県民に対して助成事業の活動及び成果を積極的に発信・報告・説明をしてください。

【参考資料】

地域の絆をつなぐ支えあい活動応援助成 助成対象例示

地域住民や関係団体と連携した公的制度では対応できない前頁（１）～（４）の事業を対象とします。
申請多数の場合は、「助成の趣旨」をより明確に汲み、孤独・孤立対策に向けた新たな地域課題解決のための活動や持続的に活動の担い手を育てる活動を優先して助成します。

○対象経費の例示

・ スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師やアドバイザーの謝金、旅費（実費）等の開催経費
・ 活動（事業）に係る食材や消耗品・備品の購入経費
・ 参加したボランティアの交通費（実費）・活動（事業）に係るボランティア行事用保険料（活動保険は対象外です。）
・ 活動（事業）に使用した会場、会議室、資機材等の賃借料
・ 活動（事業）拠点等で使用した光熱水費、通信費
・ 食品、弁当、生活必需品の配送費（ガソリン代等） ※ガソリン代については、私的利用との判別が難しいことから、金額の妥当性が認められる根拠としてレシート（領収書等）に加えて次のどちらかを提出してください。 （１）地図アプリ等で算出した距離×単価（30 円/km）で算出したもの。 （２）移動が多い事業については、根拠を文書により説明したもの。
・ 活動（事業）の広報周知や連絡等に使用した通信費、印刷費
・ 上記以外の助成対象活動（事業）の実施に係る経費

次の（１）から（６）に関する経費は、助成の対象外となります。

- （１）団体の維持・管理のみを目的とした経費（団体職員の人件費・交通費、事務所の家賃光熱費、物品のリース代等）
- （２）ボランティアへの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします。）
- （３）行政等の公的な補助や他の団体による助成が見込まれる経費
- （４）全国大会や研修旅行・研修参加の経費
- （５）宿泊経費及び飲食経費（生活支援としての食事提供等は対象とします。）
- （６）介護保険事業に係る経費、福祉施設の物品購入及び施設整備のみを目的とした経費

「赤い羽根共同募金」とは

共同募金は、戦後間もない昭和 22 年（1947 年）に、市民が主体の民間運動として始まりました。
当初戦後復興の一助として、戦災孤児や被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉法に基づき、現在は地域福祉の推進のために活用されています。

社会の変化の中、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組まれています。

